

## 情報部分開示決定通知書

取政発第 211 号  
令和3年10月18日

様

取手市長 藤井 信吾



令和3年10月11日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、裏面をご覧ください。

請求に係る情報の名称、内容	取手市長の「交際費支出基準」、および制定や改定に関する、すべての文書（議事録を含む）・電磁的記録（メール・市役所ホームページを含む）		
開示の日時及び場所	日 時	令和3年11月4日（木） 午前10時00分	
	場 所	取手市役所情報管理課	
開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付希望） <input type="checkbox"/> 視聴 ※該当するところに、○印をつけます。		
開示することができない部分及び理由	1 開示することができない部分の概要 別紙「特定した情報の目録」中、「開示することができない部分及び理由」の欄、「開示することができない部分の概要」の項のとおりです。 2 理由： 別紙「特定した情報の目録」中、「開示することができない部分及び理由」の欄、「理由」の項のとおりです。		
所 管 課	茨城県取手市役所 政策推進部 秘書課 郵便番号 : 302-8585 連絡先住所 : 茨城県取手市寺田5139番地 電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1111, 1112		
備 考			

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。  
2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。

裏面

この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



(別紙)

特定した情報の目録

【所管課： 秘書課】

No.	文書の名称(文書の種類)	開示文書の		開示することができない部分及び理由		備考	
		文書	電磁的記録	面数	開示することができない部分の概要		理由
1	平成13年度に発生した市長交際費支出基準	○			文書不存在	文書不存在(保存年限経過により文書廃棄済みのため)	
2	平成20年11月17日起案「市長交際費基準の変更について」	○		91	22面 守谷市 市長交際費6月表内 No. 4, 5, 8の支出内容等欄内氏名部分 23面 守谷市 市長交際費7月表内 No. 2の支出内容等欄内氏名部分 33面 柏市 No. 70, 71, 72, 78, 79, 80, 84, 88, 89, 98, 99, 120, 129, 130の件名欄内氏名部分 34面 柏市 No. 141, 146, 149, 150, 154, 160, 1, 3, 5, 29, 31, 36の件名欄内氏名部分 35面 柏市 No. 38, 39, 40, 42, 43, 48, 49, 50, 54, 55, 56, 57の件名欄内氏名部分 39面 柏市 表内No. 54, 55, 56, 57の件名欄内氏名部分 40面 柏市 表内No. 48, 49, 50の件名欄内氏名部分 47面 静岡市 平成20年4月分市長交際費執行状況 表内支出区分「会費」1行目、9行目、「弔慰」1行目、2行目の支出内容欄内氏名部分 48面 静岡市 平成20年5月分市長交際費執行状況 表内支出区分「弔慰」1行目、4行目の支出内容欄内氏名部分 49面 静岡市 平成20年8月分市長交際費執行状況 表内支出区分「弔慰」1行目、3行目、5行目の支出内容欄内氏名部分 50面 三島市 最新の執行状況(本年度)表内10月11日、10月2日、8月17日、8月16日(2件)、8月1日の支出内容等欄内氏名部分 51面 三島市 7月14日、7月8日、5月30日、5月26日、4月16日、4月15日(2件)の支出内容等欄内氏名部分	取手市情報公開条例第7条第1号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	
3	平成21年3月31日起案「市長交際費支出基準のホームページ掲載について」	○		4			
4	平成27年6月1日起案「市長交際費支出基準の変更について」	○		11			
5	平成27年7月1日起案「市長交際費支出基準のホームページ掲載について」	○		3			

No.	文書の名称（文書の種類）		開示文書の 面数	開示することができない部分及び理由		備考
	文書	電磁的 記録		開示することができない 部分の概要	理由	
6	平成30年4月25日起 案 「交際費支出基準 に関する調査につ いて（依頼）」	○	9			
7	平成30年市長交際 費支出基準変更案 （改正見送り）	○	5			
8	市内で活動する民生 委員児童委員が死亡 した場合の取り扱い について、事例を記 録する。（作成日 平 成30年7月3日）	○	1			
9	平成31年4月1日起 案 「市長交際費基準 の変更について」	○	6			
10	令和3年4月21日起 案 「交際費支出基準 の改正について」	○	10			
11	取手市ホームペー ジ 「市長交際費支出 基準」	○	3			
合計			143			